

野焼きは禁止されています

- 「近所でごみを燃やして、煙や臭いがすごくて困っています。」などの苦情が寄せられています。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人体の健康にも影響を及ぼします。
- そのため、平成13年4月1日より、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、野焼き（野外焼却）は、国から定められている例外を除いては、**何人も行うことが禁止**されているとともに、**罰則の対象**となっています。

野焼きとは？



直に地面で焼却する行為のほか、

- ドラム缶などを使用したの焼却
- ブロックを積んだり、囲んでの焼却
- 地面に穴を掘っての焼却



上記のような行為も「野焼き」に該当します。

《罰則》

- **廃棄物の焼却禁止違反：5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、あるいはこの併科が科せられます。**

例外として国で認めている行為は、以下のとおりです。

- ・ どんと焼きなど、習慣上または宗教上の行事を行うにあたり必要な廃棄物の焼却
- ・ 農業林業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却（廃ビニールの焼却は禁止）
- ・ たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる軽微な廃棄物の焼却

例外の行為であっても、周辺の住民の方々や環境に迷惑をかけてはいけません。

※周辺から苦情があった場合には、鶴田交番と連携してパトロールいたします。